



平成 29 年 6 月 1 日
消 費 者 庁
独立行政法人国民生活センター

ライターは安全に正しく使いましょう！

－ライターの注意表示をよく確認し、事故を防ぎましょう－

ライターは手軽で便利な着火道具として消費者の生活に身近なものですが、使用方法を間違えたり、注意を怠ったりすると、住宅や自動車の火災など、重度のやけどや死亡に至る事故の原因になることがあります。

消費者庁には、ライターに関する事故情報が平成 21 年 9 月から平成 28 年度末までに 722 件寄せられています。年度別にみると事故件数の減少傾向はみられますが、現在でも①使用後の残り火による事故、②子どもの火遊びによる事故、③自動車内での事故 など、ライターに関する事故が継続して発生しています。

表示された使用上の注意を守って、ライターを安全に正しく使用しましょう。特に上記の 3 つの事故の発生は以下の点に気をつけることで防止することができます。

- (1) ライターの使用後は火が完全に消えていることを確認しましょう。
- (2) 自動車内など高温、直射日光の当たる場所にライターを保管、放置しないようにしましょう。
- (3) ライターを子どもの手の届く所に置かないようにしましょう。
- (4) PSC マークのあるライターを使用し、PSC マークのない古い使い捨てライターは適切に処分しましょう。

1. ライターによる事故の状況

(1) 事故発生件数と事故の傾向

消費者庁の事故情報データベースには、ライターに関する事故情報が平成 21 年 9 月から平成 28 年度末までに 722 件¹寄せられています（図 1）。事故の発生登録件数を年度別にみると減少傾向はみられますが、毎年継続して事故が発生しています。事故の種類別にみると、「使用後の残り火による事故」が 209 件と最も多くなっています（図 2）。また、「自動車内での事故」（55 件）や保管、放置中の破裂（52 件）や発

¹ 消費者庁発足（平成 21 年 9 月）以降、平成 29 年 3 月 31 日までの登録分。「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成 22 年 4 月運用開始）。事実関係及び因果関係を確認されていない事例も含む。件数及び分類は、本件のために消費者庁が特別に精査したもの。

火（43件）も多くみられました。「子どもの火遊びによる事故」（6件）も報告されています。

図1 事故件数の推移（年度別）（n=722）

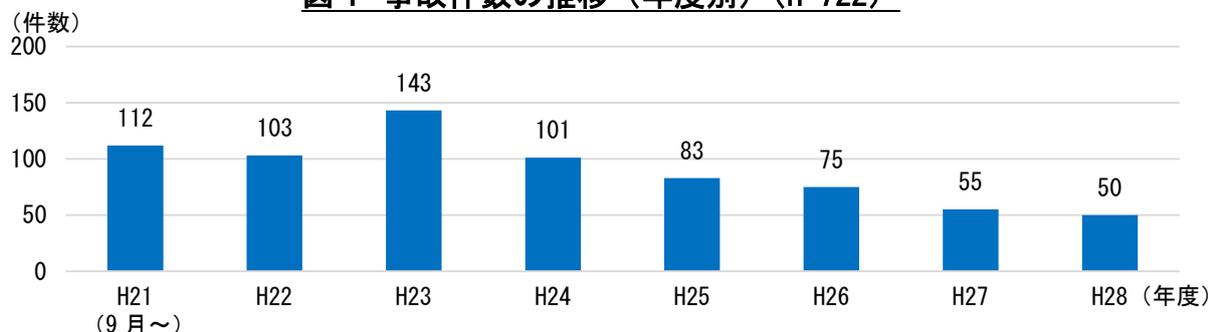
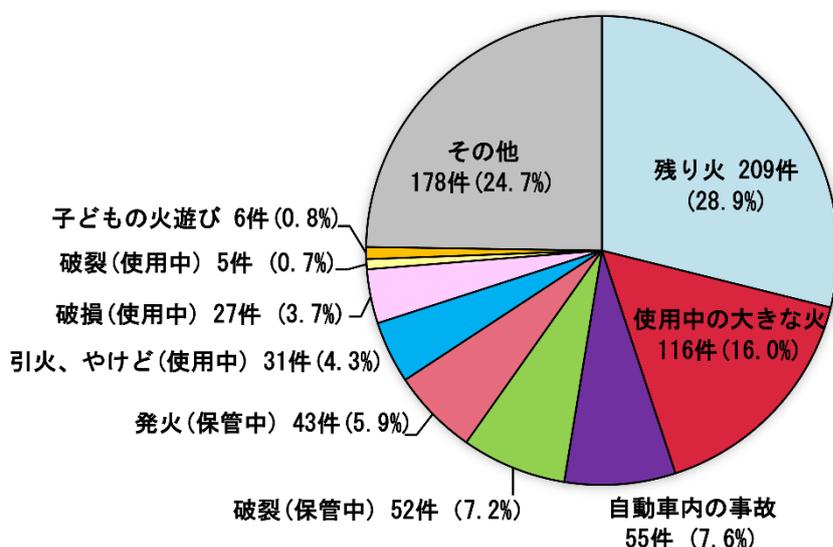


図2 事故の種類別件数（n=722）



2. 事故事例と事故防止のためのアドバイス

(1) 使用後の残り火による事故

残り火とは、ライターの使用後、着火レバーから指を離しても火が消えずについている状態のことです。残り火に気付かず、火が消えていることを確認せずに、無意識に衣類のポケットやバッグの中に入れてしまい、やけどを負ったり、衣服や家具が焼損したりするなどの事故が多く発生しています。特に使い捨てライター²での事故が多く、死亡事故も発生しており、非常に危険です。

【事例1】

使い捨てライターを下駄箱の上に置いていたら、ライターから火が出て下駄箱とタバコの入った箱が焦げた。

(事故発生：2017年1月)

² 燃料が充てんされており再注入することを想定していない使い捨てライター（「ディスプレイライター」、「使い切りライター」や「100円ライター」などと呼ばれているもの）

【事例 2】

使い捨てライターを使用後、衣服のポケットに入れていたところ、衣服が燃えてやけどを負い、病院で死亡した。

(事故発生：2015 年 6 月)

【事例 3】

ガラステーブルに、煙草の箱とその上に使ったライターを置いたら 5 分もしないうちに発火した。びっくりして近くに置いていたナイロンバッグで消火しようとしたところ、バッグにも火が移りナイロンが溶け、溶けたナイロンが右手の中指と人差し指に付着してⅡ度のやけどになった。更に近くに置いてあった携帯電話、ショーケース、床材にも被害が及んだ。

(事故発生：2015 年 5 月)

【事例 4】

買ったばかりの使い捨てライターをバッグに入れていたら、発火してバッグが焦げ、指に軽いやけどを負った。

(事故発生：2014 年)

消費者安全調査委員会においても、使い捨てライターの残り火について情報提供³を行っており、使い捨てライター内部に砂や繊維などの異物が詰まることにより、着火レバーが正常な位置まで戻らずに微量のガスが漏れ、完全に消火できず火が残ることが原因であると報告しています（図 3）。

図 3. 使い捨てライターに異物が混入し、発生した残り火のイメージ



※ 使い捨てライターに異物（厚さ約 2.3mm の砂利）が混入したと想定して、残り火を発生させた再現写真です。実際の事件事例とは異なります。

³ 消費者安全調査委員会 「事故に関する情報提供（ライターの残り火）」（平成 29 年 4 月 24 日公表）
http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/information/pdf/information_170424_0001.pdf

＜事故を防ぐために①＞ライターの使用後は火が完全に消えていることを確認しましょう

ライターの使用後は、衣類のポケットやバッグの中等に入れる前に必ず火が完全に消えていることを確認しましょう。ライターの通常使用時の火の大きさに比べて残り火は小さい場合もあり、消費者が気づきにくいと考えられます。消費者安全調査委員会においては、「(1)事業者及び消費者が、異物がライター本体内部に入りやすく、着火口が塞がれているスライド式を使用することが残り火対策として有効であることを知ること、(2)消費者がライターの残り火があり得ることを知り、残り火がないことを自身で確認することが重要である。」と報告しています。

また、使い捨てライターの内部に入ったごみ等の異物は、残り火の原因となり得るため、取り除きましょう。

＜参考 1＞

事故に関する情報提供（ライターの残り火）（平成 29 年 4 月）（消費者安全調査委員会）

http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/information/pdf/information_170424_0001.pdf

衣類のポケットに入れたライターの事故に御注意（平成 27 年 7 月）（消費者庁）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/150724kouhyou_4.pdf

（2）自動車内などに放置した使い捨てライターによる事故

自動車内の助手席やダッシュボード上などに保管・放置していた使い捨てライターが爆発、破裂したなどの事故が報告されています。

【事例 5】

ライターを自動車内に置いていたら爆発をした。午前 9 時ごろから午後 1 時くらいの間ライターを車の中に放置していた。

（事故発生：2014 年 5 月）

【事例 6】

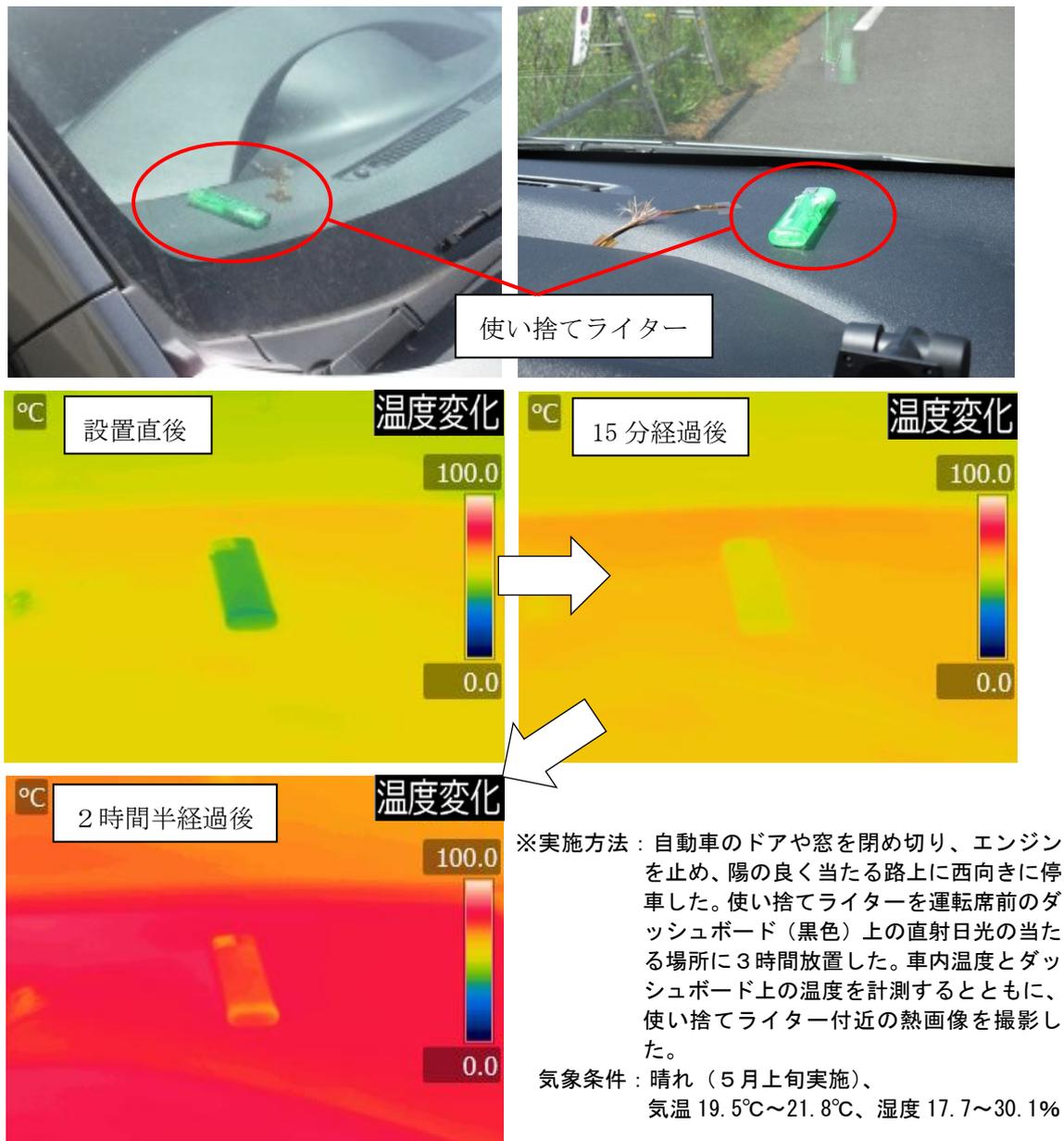
煙草の景品として付いてきたライターを車内に置いて買い物をして車に戻ると、車内が焦げたり、溶けたりしていた。

（事故発生：2012 年 2 月）

使い捨てライターには可燃性の高圧ガスが充てんされており、直射日光の当たる場所や温度が高くなる所などに放置すると爆発する危険性があります。気温約 20℃の屋

外に駐車した場合でも、直射日光の影響で車内温度は約 46℃、ダッシュボード表面の温度は約 79℃にまで上昇するため、車内に放置された使い捨てライターも非常に高温になり、危険です（図 4）。

図 4. 車内に放置された使い捨てライターの温度測定



また、車内に放置していた使い捨てライターが自動車のハンドルやシートの稼働部の隙間に挟まったことが原因となって使い捨てライターから発火するなどの事故も発生しています。

【事例 7】

車のハンドルの高さを調節しようとしてハンドル高さ調整レバーを動かしたところ、ハンドル取付け部付近から煙が上がり、その後出火した。ハンドル周辺のカバーを外し

たところ、溶損した使い捨てライターがハンドル高さ調整レバーの稼動部に挟まっていた。調査の結果、ハンドル周辺のカバーの上に置いていた使い捨てライターが、ハンドル高さ調整レバーを動かしたときに、稼動部の隙間に落ち、ハンドル高さ調整レバーの一部により着火ボタンが押し下げられたため、火が出たことが分かった。

(事故発生：2014年2月)

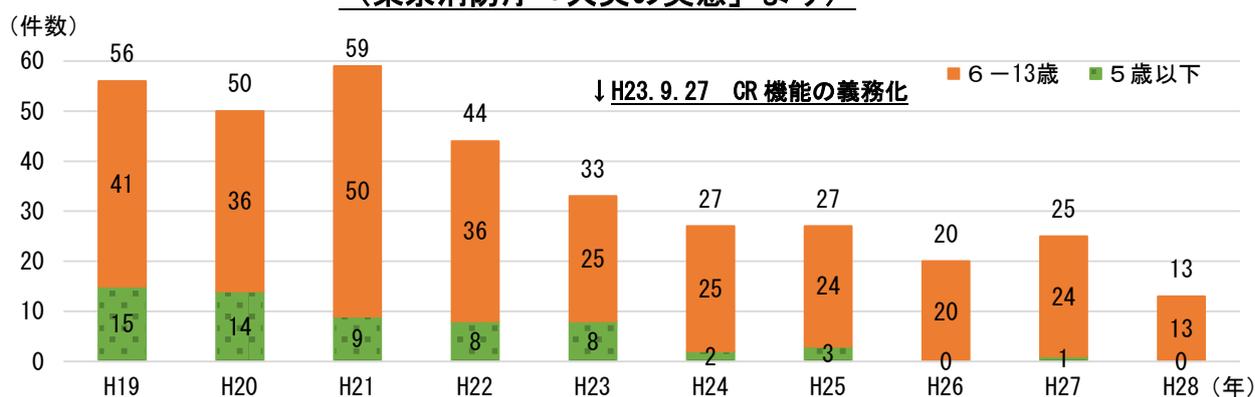
<事故を防止するために②>自動車内など高温、直射日光に当たる場所にライターを保管・放置しないようにしましょう

自動車内のダッシュボードの上やガスコンロ、ストーブの近くなど、高温になる場所や直射日光に当たる場所、火を使う場所にはライターを置かないでください。ライターは可燃性の高圧ガス等が充てんされているため、爆発、火災につながる可能性があります。危険です。

(3) 子どもの火遊びによる事故

東京消防庁の「火災の実態」によると、ライターでの子どもの火遊びによる火災は毎年発生しています(図5)。平成23年9月27日以降、子どもが簡単に点火できない「CR(チャイルドレジスタンス)機能」⁴を備えた使い捨てライターの販売が義務付けられました。CR機能の義務化後は、5歳以下の子どもによる火災件数は大きく減少しましたが、6歳以上13歳以下の子どもによる火災は、継続的に発生しています。

図5. ライターでの子どもの火遊びによる年齢別火災件数の推移(年齢不明を除く)
(東京消防庁「火災の実態」より)



※当該資料では13歳以下が遊びを目的として出火させた火災を「火遊びによる火災」としている。

【事例8】

5歳の子どもが、ダイニングキッチンのテーブルの上に置いていた保護者の使い捨て

⁴ 51ヶ月(4歳3ヶ月)未満の幼児によるライターの点火操作を困難とする機能。(JIS S 4803 たばこライター及び多目的ライター操作力による幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)安全仕様)

てライター（CR 機能がないもの）を取って、紙くずに火をつけて遊んでいたところ、保護者が気付いたときには、炎が拡大して消火できなくなっていた。保護者と子どもは避難したが、他の建物まで延焼する火災となった。

（事故発生：2007 年 8 月 5 歳男児 資料引用：東京消防庁 火災の実態）

【事例 9】

2 歳の子どもが、ダイニングキッチンの冷蔵庫の上に置いていた保護者の使い捨てライター（CR 機能がないもの）を取って、居室に干されていた洗濯物に火をつけたため、火災となった。当該子ども含む男児 2 人が死亡。

（事故発生：2008 年 1 月 2 歳男児 資料引用：東京消防庁 火災の実態）

【事例 10】

8 歳の子どもがリビングの机の上に置いてあった CR 機能付きの使い捨てライターを自室に持ち込み、火遊びをしていたところ、壁の紙製の飾りに着火し、火災となり、手に軽いやけどを負った。保護者は居眠りをしていたため、気付かなかった。

（事故発生：2015 年 11 月 8 歳男児 資料提供：東京消防庁）

＜事故を防ぐために③＞ライターを子どもの手の届く所に置かないようにしましょう

ライターを子どもの目に付く所、手の届く所に置かないでください。子どもにライターを触らせると、子どもの火遊びによる火災となる危険性があります。CR 機能を備えた使い捨てライターの普及により火遊びによる事故は減少していますが、さらに火遊びによる事故をなくすためにも、ライターの保管場所には十分注意し、周囲の大人が責任をもって保管しましょう。また、子どもが大きくなり、理解できる年齢になったら、火遊びの危険性をしっかりと伝えましょう。

＜参考 2＞

ライターの火遊びによる事故防止について（平成 22 年 7 月）（消費者庁）

<http://www.caa.go.jp/safety/pdf/100705leafret.pdf>

ライターの火遊びによる子どもの事故の防止について（周知の徹底）（平成 24 年 2 月）（経済産業省）

<http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9450762/www.meti.go.jp/press/2011/02/20120217005/20120217005-1.pdf>

子どもによるライター等の事故の防止について（注意喚起）（平成 23 年 9 月）（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

<http://www.nite.go.jp/data/000005131.pdf>

3. ライターの注意表示をよく確認しましょう

使い捨てライター等⁵においては、平成 23 年 9 月 27 日以降、技術基準⁶を満たし、PSC マーク⁷が表示されたもののみが販売されています。PSC マークが表示された使い捨てライター等には、事故を防止するために使用上の注意の表示⁸が義務付けられています（図 6）。また、PSC マークを表示するための技術基準の一部には、子どもが簡単に点火できない CR 機能などの安全性を規定しています。

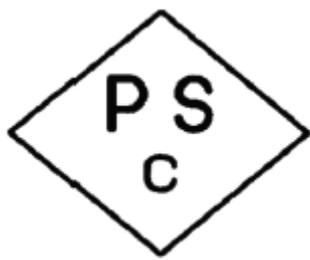
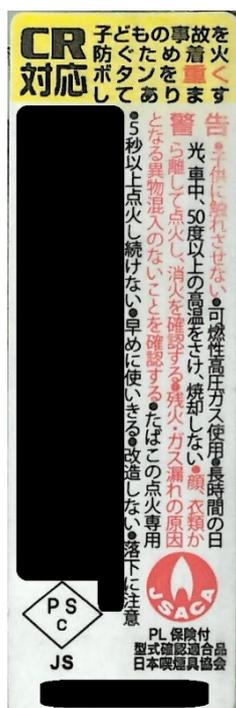


図 6. 使い捨てライターの注意表示の例



⁵ たばこ以外のものに点火する器具を含み、燃料の容器と構造上一体となっているものであって当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いた家庭用のものに限る。

⁶ 消費生活用製品安全法 技術基準（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令）

⁷ PSC は Product Safety of Consumer Products の略で、PSC マークは消費生活用製品安全法の規定に基づき国が定めた技術上の基準に適合した製品に表示されます。

⁸ 消費生活用製品安全法 技術基準（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令）別表第一 10. ライター 16 (2) 「子供の手の届くところに置かないこと、50 度以上の高温又は長時間の日光には、絶対にさらさないこと及び使用后、火炎が消えていることを確認することその他安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項が容易に消えない方法により適切に表示されていること。」

＜事故を防止するために④＞PSC マークの付いた製品を使用し、PSC マークのない古い使い捨てライターは適切に処分しましょう

ライターに関する事故を防止するために、注意表示をよく確認し、使用上の注意を守って正しく使用しましょう。

過去に販売等された製品には、PSC マークがないものもあります。PSC マークがない使い捨てライター等は CR 機能が付いていない場合や、製造から年数が経過し、破裂やガス漏れの原因となる容器の経年劣化が生じている可能性もあります。事故を防止するためにも、お持ちの使い捨てライター等に PSC マークがあるかを確認し、PSC マークのない旧型の使い捨てライター等は下記の情報も参考に、必ずガスを抜いてから、居住する地方公共団体等のルールに従って適切に処分しましょう。

＜参考 3＞

ライターの適切な廃棄に関する注意喚起について（平成 22 年 11 月）（消費者庁）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/101105kouhyou_1.pdf

小さな子供による火遊び防止のため旧型の使い捨てライターはすぐに処分しましょう！（平成 27 年 1 月）（東京都生活文化局）

http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/attention/kigai_lighter.html

ライター・ガスボンベの正しい捨て方（一般社団法人日本喫煙具協会）

http://www.jsaca.or.jp/knowledge_7.html

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁消費者安全課

岡崎、山川、鈴木

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>

独立行政法人国民生活センター

商品テスト部

TEL : 042 (758) 3165

FAX : 042 (758) 5626

URL : <http://www.kokusen.go.jp/>